

清仏戦争と上海東洋学館の設立

佐々博雄

序

一、対支文化教育の経緯

二、東洋学館

三、東洋学館の目的と清国観

結

序

東洋学館は明治十七（一八八四）年八月七日、「清国ノ政治、人情、風俗、言語等ニ通曉シ所謂神髓手足ヲ活動スルノ妙ヲ知ルヲ必要」とする趣旨を以って、当時の自由民権家を中心として、上海に設立された中国語・英語の二カ国語を教授する語学校である。また、海外に設立された邦人経営の学校としては我国最初のものである。しかし、途中、興亜学館、亜細亞学館と、その名称を変え学校を整備したにもかかわらず、この学校は日本政府の正式認可を受けることが出来ず、また、内部の経営困難も手伝って、翌明治十八（一八八五）年九月、僅か一年余りで閉鎖のやむなきにいたった。

従来、この東洋学館については『対支回顧録』上巻（東亜同文会編）や『東亜先覚志士記伝』上巻（黒龍会編）において、のちに設立される「日清貿易研究所」・「東亜同文書院」等の先駆をなした教育施設として紹介されてはいたが、その具体的内容は明確ではなかった。また、その研究も部分的なものはあるが、全体的な研究は現在のところ見当らない。

そこで、本稿においては、まず、東洋学館の全体像、即ち、その設立から解散に至る過程を政府の対応と共に明らかにし、併せて、その諸規則、教育課程等を紹介し、次に清仏戦争時における東洋学館設立者の清国観を検討し、東洋学館が如何なる目的を持って設立されたかを考察しようとするものである。

一、対支文化教育の経緯

明治十七年（一八八四）年八月七日に東洋学館は設立されるのであるが、それ以前我国における対支文化教育はどのような形でなされていたのであろうか。以下、その概略を述べてみる。

まず、その先駆としては興亜会の活動がある。興亜会は明治十三(一八八〇)年三月、日中両国の善隣親和を図るため、両国人有志によって東京に設立された団体であるが、その契機となったのは明治七(一八七四)年台湾事件交渉のための大久保利通の渡清であった。この渡清を通じて大久保は日清両国の相互理解の必要性を痛感したのである。そこで、明治十(一八七七)年十二月、清国初代の駐日公使何如璋、副公使張斯桂等の来京するに及んで、互いに協議を重ね、「東京中央に日支両国の語学校を開き、互に四名の教師を延き、両国の生徒六十名をして語学に従事せしめ」という、かなり具体的な語学教授留学生交換の計画が練られたのであるが、明治十一(一八七八)年五月大久保が暗殺されて、この計画も中絶してしまった。しかし、この大久保の計画は米沢藩出身当時海軍大尉曾根俊虎によって継承される。曾根は明治六年副島種臣外務卿が特命全権公使として清国派遣の際、同行した人物であり、清国通として知られていた。彼は当時有志者と振亜社という団体を結成していたが、清国人とも親交があり、また、同藩出身太政官書記官宮嶋誠一郎の援助もあって、大久保の意志を継ぎ、東京芝愛宕下天徳寺に中国語学校を開設した。この学校は明治十三(一八八〇)年二月十六日から授業を開始した。この中国語学校は興亜学校と命名され、その経営母体として興亜会が同年三月九日創立されたのである。興亜会の初代会長には旧熊本藩主細川斉護の第六子である長岡護美が、副会長には渡辺洪基が選ばれ、幹事に曾根俊虎、金子弥兵衛、草間時福が就任した。会員には当時の有識者が幅広

く名を連れ、清国人、朝鮮人も含んだ当時とすれば国際的な団体であった。のちに東洋学館の館長となる末広重恭も興亜会員であった。この興亜会も明治十四年七月には一千円の下賜金があったりして、その設立当初は活況を呈したが、やがて活動も沈静化し、明治十五年五月、興亜学校は閉校されて文部省直轄の外国語学校に吸収され、明治十六年一月には会名も亜細亜協会と変更された。亜細亜協会はその後も存続し、近衛篤磨の東亜同文会と合併する。このように国内においては興亜会における中国語学校がその嚆矢であったが、そのほかに国内においては、中国語を教育する学校はなかったのであるか。

明治十三年興亜会の設立されるや、その会員吉田義静は熊本に赴き興亜の急務を唱道し識者の注意を喚起する遊説を行った。その遊説を受けて、熊本の佐々友房らは「志気ヲ海外ニ向ハシメ清韓ニ向テ勢力ヲ樹立セハ以テ世人ニ対シテ先鞭ヲ着クルコトヲ得ヘシ」と決意し、彼らが当時設立していた「同心学校」において「将来の国運を想像し本邦と支那、朝鮮との関係密接なるべきを察し、従来の課程のほか中国語、朝鮮語を学ばせることにしたのである。そして、中国語の教師としては熊本鎮台支那語学校教師榊木某を招聘し、朝鮮語については興亜会員でもある李東仁と共に日本に来ていた呉鑑をわざわざ東本願寺から招聘し、同心学校の語学教育に従事せしめたのである。同心学校は明治十五年二月に済済黌と改称するが、もちろん、この学校の中においても同心学校以来の中国語教育は引継がれたのである。その中国語教師としては熊本偕行社雇御幡雅文を聘した。そして、これ

らの教育によって、のちに大陸において活躍する人材を輩出させたのである。⁽¹¹⁾

以上のように、東洋学館設立にいたる日本における中国語教育は興亜会附属の中国語学校、即ち、興亜学校と明治十五年五月にこの学校を吸収した文部省直轄外国語学校、それに熊本における国権主義政党紫溟会の教育機関である済済塾の中において行われていただけであった。また、興亜会設立の中心人物曾根俊虎と済済塾の創設者佐々友房は明治十七年東洋学館が設立される上海において接触することになるのである。⁽¹²⁾

二、東洋学館

東洋学館設立の中心となつたのは主に九州改進黨の人々であった。⁽¹³⁾ 当時、九州における民権派は板垣退助の自由党の別働隊ともいふべき九州改進黨を明治十五年（一八八二）年三月に結成させていた。この九州改進黨は熊本の学統の一つである横井小楠の実学党の流れをひく公議政党を中心として全九州の民権派に呼びかけて結成されたもので、各地の政社を支部とした連合協議体の政党であった。⁽¹⁴⁾ この九州改進黨の中心人物である熊本の宗像政と同県人日下部正一、それに同じく改進黨員である鹿児島の長谷場純孝、和泉邦彦を中心として東洋学館設立計画が進められるのであるが、その設立の契機となつたのは明治十七年長崎において福岡玄洋社平岡浩太郎と日下部正一の会談にあったといわれている。その際、日下部は「上海は東洋第一の貿易港なれ

ば、此地に支那語学校を起して、日本の青年子弟を教育し、支那の国情を窮めしめば、他日大陸経営の用に当つる事を得べし、又支那革命⁽¹⁵⁾ 党员と交際の道も開くべければ是非とも右の学校設立を目論見たし」と、彼の意見を平岡に説き、その後援を取り付けたのである。しかし、上海における学校設立の動きはすでに明治十六年頃からあつたように思われる。それはのちに東洋学館の館長となる末広重恭（鉄腸）が明治十七年（一八八四）年十月の演説の中で東洋学館の設立に触れ、「九州ノ有志家ガ此ノ事業ヲ創造スルコトヲ發意セシハ実ニ昨年ノ秋ニ在リ」と述べていることから推察される。また、『東亜先覚志士記⁽¹⁶⁾』や『玄洋社社史』の中で、明治十五年の壬午事変後、宗像政、長谷場純孝、和泉邦彦、中江篤介（兆民）、末広重恭、栗原亮一、樽井藤吉等七名が大陸活動計画の申合せをなし、福岡玄洋社にその計画を持ち込み賛意を得た記述が見うけられるが、これらの人々がのちにすべて東洋学館と関わりを持ったことから考えれば、このような動きも東洋学館設立に何らかの関係があつたと思われる。

明治十七年六月十九日、かねてからベトナムの宗主権をめぐる対立していた清国とフランス両軍はついにバクレ（北隸）において衝突し、八月には仏軍が台湾の基隆と対岸の福州を攻撃して清仏戦争が開始された。この清仏戦争の進展を契機として国内においても著しく対外危機感が強まり、国民の大陸に対する関心も昂揚してきた。このような情勢を背景として、明治十七年八月七日東洋学館が開館されるのである。この開館に先立ち同年七月「趣旨書」と「綱領」を印刷した

印刷物が出されるが、この「綱領」によると東洋学館は「清国上海虹

口乍浦路第二十三号館」に設置され、その目的とする学科は「支那学ヲ主トシ羅馬拉丁英仏学及ヒ和訳書数学」等であった。また、その「趣旨書」は次の通りである。

東洋学館趣旨書

孤島千年ノ鎖鑰破レテ欧米ノ風潮堤ヲ決シテ入り於此乎世態人情一
変シ去リ所謂節義廉恥ナル者殆ント地ヲ拂ヒ唯新奇浮華ノ境ニ馳セ
或ハ党派ヲ結ヒ以テ政党ト称スルアリ甲乙紛云政論ノ為メニ將サニ
国ヲ傾ケテ己マントスルノ状アリ是豈ニ邦国ノ面目ナラムヤ惟ミル
ニ国家盛衰ノ岐ルム所以ノ者ハ外交政略ノ如何ニ因ラスンハアラス
我国ニシテ永ク独立ノ体面ヲ完フセント欲セハ東洋政策ノ得否ニ注
思セサル可ラス蓋シ東洋ノ神髓ハ清国ノ頭上ニ在テ存スル者ニシテ
我国トノ關係ヲ論セハ即チ輔車相倚リ唇齒相保ツノ大要アル也苟モ
志士ヲ以テ任スル者茲ニ主眼ヲ置カスシテ可ナラムヤ
我輩ハ怪ムニ不堪方今外交ノ要ヲ論シ且ツ海外ニ留学スル者欧米天
地ヲ指スモ近接不可離ノ清国ニ至テハ寥トシテ聞ヘルナシ是レ洵ニ
一大欠典ナラスヤ我輩ハ先ツ清国ノ政治人情風俗言語等ニ通曉シ所
謂神髓手足ヲ活動スルノ妙ヲ知ルヲ必要ナリト信シ茲ニ一大学校ヲ
設ケ大成有為ノ人士ヲ養成シ遂ニ將サニ長江一浮千里進テ東洋ノ衰
運ヲ挽回セントスルナリ之ヲ記ス清国上海ハ即チ東洋ノ咽喉ニシテ
金穀ノ輻マル所人材ノ來ル所我国ヲ隔ツル遠キニ非ス一棹至リ易キ
地ナルヲ以テ此ニ校舎ヲ置ク江湖同感ノ士來レ学ヘ是レハ此レ真正

ニ報国ノ本

明治十七年七月 清国上海 東洋学館

右の内容が東洋学館設立の趣旨であるが、そこには東洋学館設立の中
心となった人々のこの時期の對外認識が「東洋ノ衰運ヲ挽回セントス
ルナリ」という当時の危機意識に立脚し、清国に対しては「輔車相倚
り唇齒相保ツ」という日清協調論的なものであったことを知ることが
出来る。ところで、先に東洋学館設立計画の中心者として宗像政・日
下部正一、長谷場純孝、和泉邦彦の名前をあげたが、これらの人物のほ
かにその設立当初の東洋学館に關与した人物にはどのような人々がい
たのであろうか。熊本における九州改進黨系の新聞『熊本新聞』¹⁹九月
十六日の記事によれば東洋学館の主唱者として日下部正一、宗像政、
長谷場純孝、杉田定一、和泉邦彦、鈴木昌司、小林樟雄、植木枝盛の
八名の名前を掲げている。また『東亜先覚志士記伝』²⁰下巻の杉田定一
の伝記においては前記八名のほかに中江篤介、栗原亮一、末広重恭の
三名を追加している。このほか設立当初の關係者としては前述した玄
洋社の平岡浩太郎や佐賀の山口五郎太、大和の樽井藤吉、土佐の馬場
辰猪をあげることが出来る。このように東洋学館設立に關与した人物
を見てみるとこれらの人々が当時の著名な自由民権運動家であること
がわかる。この時期、これだけの自由民権家が上海という土地に東洋
学館という学校を設立させようとしたことは非常に興味のあるところ
である。

さて、八月七日に開館された東洋学館の状況はどのようであったら

うか。まず、この東洋学館設立の模様は八月九日付の『熊本新聞』と熊本紫溟会の機関新聞『紫溟新報』によって紹介され、次いで『朝野新聞』八月十四日の記事によつても紹介された。さらに八月二十四日東洋学館の広告が和泉邦彦、宗像政、長谷場純孝の連名をもつて『朝野新聞』に掲載されたのである。このような動きにつれ、学館に応募する生徒も「最初之ニ応ズル者ハ僅々数フベキニ過ギザリシ」という状況から「此ノ学館ノ生徒タラントスル者日ニ其ノ数ヲ増加セリ」というように盛況になってくるのであるが、上海における学校の実際状況はというと、まだ、学校設備も不十分であり、「同地にては殆ど学校の所在を知るものも無き程なれば名を聞きて来航し失望するものもあらん⁽²³⁾」という状態であった。そこで、東洋学館は再編成の必要に迫られ、九月末、亜細亞協会会員であり、朝野新聞主筆である末広重恭（鉄腸）を館長に推挙し、末広のもとに学校経営の準備が開始され、その実際経営には大内義映、鈴木万治郎、山本忠礼、宇野宮平一、新井毫等があたることになった。

ところで、この設立当初の東洋学館に対して日本政府、特に設立地である上海の領事は、どのような見解を示したのであろうか。明治十七年十月九日上海領事安藤太郎は外務卿井上馨へ東洋学館設立に関して、次のような内容をもつて上申書を送つたのである。

機密信第百拾九号

先般當館へ東洋学館ト申名称ニ而学校設立致度旨出願候者有之タルニ付、篤ト右趣意書等一覽仕候処、全ク当地之事情ニ通曉不致者之

発意ニ相異無之耳ナラス、其所言一々過大実施難相成義ト愚察候ヲ以テ、右ハ其筋へ伺候上ナラデハ難差許旨申聞テ願出却下候、折柄仄ニ承リ候へハ同学校ハ自由党之発意ニ係リ候者ニ而、青年客氣之徒ヲ海外ニ嘯集シ其党力を養生セントスル目的ナル由、因而夫々取糺候ニ本邦新聞紙上ニ於而流布候トハ全ク反对致シ有名無実不足採結構ニ付格別介意モ不致候処、近頃毎郵船書生之本邦ヨリ来航候者陸続不絶、其内熊本を其最トシテ鹿児島、東京之者モ頗ル有之而此徒多クハ徴兵適齡ニヨリ漫ニ有名無實之学校ニ瞞着セラレ渡来之上直ニ東洋学館之名ヲ以テ當館へ證明書出願然ルニ古決シテ難差許次第ニ付、或ハ勸諭帰国セシメ、或ハ相応之教員探索之上之ニ從学為致等、種々注意致居候へ共、所聞ニ拠レハ右ト同様之瞞着を喫シ追々渡清候者有之趣、就ハ今日ニ於而此等之徒逐便渡来を抑制不致候時ハ第一ニ徴兵令之御趣意ニ戻背、第二ニハ向後幾多之少年輩学業ハ未熟ニ陥リ、徒ラニ学資ヲ浪費遂ニハ放逸無頼ト相成候ハ必定ニ被存候ニ付、何卒至急御評議を被遂、其筋ニ於テ至当之處分有之候様不堪冀望之至候也

明治十七年十月九日 上海

外務卿井上馨殿 領事 安藤太郎⁽²⁴⁾

右の内容のように安藤領事は東洋学館は有名無実の学校であるとし、その目的も、国内において収束しつつあった自由党の「党力養生」のためや、明治十六年十二月に改正され、従来より厳しくなった徴兵令に対する徴兵遁れのためであるという見解をとり、渡清して来る学生

を抑制しようとしていたのであった。また、この上申書でわかるように東洋学館は政府の正式認可をまだ受けていない学校であったのである。

政府側からこのように見られていた東洋学館は末広重恭を館長として、十月初旬より規則を改正し、十月中旬には大内義映、鈴木万次郎が学校創立委員として上海に赴くなど、その再出発にとりかかった。また、末広は明治十七年十月十六日の『朝野新聞』において、先の安藤領事の見解に弁明するかのようになり、次のような記事を載せている。

今日東洋学館ノコトニ至リテモ種々ノ飛言ヲ放ツテ我々ヲ讒誣スル者アリト聞ク、其ノ第一ニハ曰ク是レ山師ノ所為ナリト。……其第二ニハ曰ク其事業ハ可ナレトモ其ノ時節ノ不可ナルヲ如何セント。……第三ニハ曰ク政党ヲ養生スルノ機関ト為スニ非ザルヲ得ンヤト、嗚呼内地ニノミ局束シテ海外ヲ達観スル能ハズ徒ラニ主義ノ小異同ヲ争フテ相敵視ス、是レ今日我邦政党ノ有様ナリ之ヲ転化シテ海外ノ事情ヲ注視セシムルハ即チ政党ノ弊害ヲ匡正スルノ一大方便ナリ。……上海ニ設立スル学校ノ政党ノ臭氣ヲ帯ブルト思惟スルハ実ニ妄想ノ甚キ者ト謂フベシ。第四ニハ曰ク上海ノ学校ハ徴兵ヲ忌避スル者ノ為メニ淵叢ヲ造ルナリト、是レ決シテ然ラズ……即今召募ニ応ズルモノヲ視ルニ、二十二年ノモノ有リ十六七年ノモノアリ徴兵適齡ノモノトテハ其半ニ過グル能ハザルナリ、若シ一步ヲ譲リテ此ノ学館ニ入ル者ハ盡ク徴兵逃レニ出ツルト假定スルモ一時ノ方便ニ因リ内地ニ局束スル人民ヲシテ海外ニ赴クノ習慣ヲ發シ、外国ニ於

テ実業ニ就クノ端緒ヲ發セシムレバ、豈国家ノ利益ニ非ズヤ。(以下略)

このように末広も当初の東洋学館の悪評を払うべく努力に勉めたのであった。

さて、東洋学館再建のため、先に大内、鈴木両名を上海に派遣した東洋学館はさらに十月二十一日館長代理としての山本忠礼とその外数名を上海に赴かせ、一旦、東洋学館を閉館し、再建東洋学館を十一月十日頃に開館することをめざして、諸事の改善に努めさせたのであった。この時期の上海における状況を十一月九日の『朝野新聞』は次のように報じている。

東洋学館は一時上海に於て不評判を極め、学校は有名無実にて生徒も四方に散乱する有様となり、少年子弟の前途を誤まるのみならず自然我国の名譽にも関係することなれば領事より至急差留めの儀を政府へ上申せられし程なりしが、其の内に規則も改正と為り、東京より館員数名出張し百事尽く一新せしより大に評判を恢復し、領事を始め同処に在る官員紳士孰れも賛成の意を表せられたり、支那にて東洋と云へば日本のことにて規模の狭隘なる様に聞え、且つ幾分か支那人の感情を悪くする傾向あるにより、一同協議にて興亜学校と改名したり、且つ是れまで仮り学館のある場所は売淫女の巢窟にて書生の風俗を悪くする恐れあれば、不日程善き土地を見立て、大の家屋を借り、是れまでの教師の外に西洋人、支那人を雇入れて盛むに開校を為す用意最中なり。(以下略)

このように一時不評判を極めた東洋学館も館員諸氏の努力により、かなり信用を回復し安藤領事も賛意を表わしていることが記述されているが、事実、明治十七年十月三十日の井上馨宛「機密信第百貳拾八号」において、安藤領事は設立認可の指令を仰ぐと共に「同学校規程等ハ之を先回之分ニ比スルニ頗ル面目を改メ実施可相叶者ト被存候ニ付、政党養成之御掛念モナク、又徴兵ノ御主意ニモ戻背不致義ニ而ハ候、日清間交通便宜ノ一端トモ行々ハ可相成存候」と、前回の「機密信第百拾九号」に比べて、かなり好意的な報告を行っているのである。しかし、ここにおいても政府の正式認可を得ることは出来なかつた。

十一月初旬に東洋学館の名称を「興亜学校」と改称した同館は同月下旬さらに名称を「亜細亜協会にも学館の事を賛成せらるゝ人も多く興亜の二字ハ何分不穩なりと云ふ議論起りたれば」という理由から「亜細亜学館」と改名させる。また、すでに十一月五日には学館を旧地から米租界崑山路第八号館に移転し、英国人クロスビーを英語教師、中国人傳廷棟を中国語教師として聘し、十一月七日には開館式を行っていたのであつた。³⁴そして、学生は日本人のほかに中国人も入館するようになり、本科のほかに夜学も開設されたのである。³⁵

さて、前述の安藤領事の「機密信第百貳拾八号」に対して政府は「機密第貳拾三号」及び「機密第貳拾四号」をもって安藤領事に指令を送つた。その内容は改正教育令や文部省諸布達等に準拠した設置願を出願せよというものであつた。³⁶ここに、「亜細亜学館」と名称を変え、内容も充実して授業も開始していた同館は設立者山本忠礼の

名をもって、明治十七年十二月九日「亜細亜学館設立願」(卷末「附属資料」参照)を安藤領事に提出した。その「亜細亜学館設立願」の内容は、一、設置ノ目的、一、名称、一、位置、一、学科学期課程及教科用図書、一、教授法ノ要旨、一、試業規則、一、起業終業時限、一、休業日、一、入学退学規則、一、寄宿舎規則、一、生徒心得、一、生徒罰則、一、入学生学力、一、入学生年齢、一、生徒定員、一、学校長教員職務心得、一、学館長教員人員俸額、一、学館長教員品行学力及履歴、一、設立者ノ履歴、一、敷地建物図、一、授業料、一、経費収入支出等であり、設立者山本忠礼、館長末広重恭、教員英人ジョン・クロスビー、中国人傳廷棟の下に「貿易ノ道ヲ講習シ兼テ興亜ノ旨意ニ基キ内外人ヲ論セス広ク清国ノ言語(南北官話)ヲ教ヘ併セテ英国語学ヲ教授スルヲ目的」とする、間口四間半、奥行拾二間、練瓦二階建て一階は台所、応接所、小使部屋、教場、中二階は事務局、二階は寄宿所の学校であつたことがわかるのである。³⁸

このような内容の設立願書は安藤領事から外務省に送られ、さらに設立の裁定を求むべく文部省に廻附される。³⁹これに対して、文部卿大木喬任は明治十八年三月十九日「学一第百二拾八号」をもって外務卿井上馨にその設立不可の回答をなしたのである。

学一第百二拾八号

清国上海ニ於テ設置スヘキ私立学校之儀ニ付右設立志願者ヨリ領事へ差出候書面相添御照会之趣領承致候、右ハ遂調査候処一二不明晰之事項(付箋ノ廉々)ヲ除ク外規則面大体ニ於テハ格別不都合之儀

モ不相見候得共右設立志願者ハ其履歴面ニ抛ルニ曾テ禁獄之刑ニ処セラレタル者ニ有之候ニ付テハ一般之例ニ於テハ容易ニ学校設立者タルヲ許スヘカラサル筈之者ニ候……(中略)……設立志願者山本忠礼ノ如キ禁獄之刑ニ処セラレタル者ハ容易ニ学校設立者タルヲ許スヘカラサル筈ニ有之且又館長末広重恭儀モ曾テ禁獄之処分ヲ受ケタル者ノ由伝聞致候処、若シ然レハ当省明治十四年第二十六号及十六年第九号達ニ抛リ一般ノ例ニ於テハ学校長タルヲ許スヘカラサル者ニ有之候間右様御領相成度此段申添候也⁽⁴⁰⁾

右のように文部卿大木喬任は設立者山本忠礼、館長末広重恭が以前に禁獄の刑に処されたことが明治十四年、十六年の「学校教員品行検定規則」に抵触するとして、亜細亞学館の設立を喜ばなかつたのである。また、同回答の中で、「右等学校ノ設置ハ頗ル徴兵忌避之方便ト相成ヘク⁽⁴¹⁾」と、徴兵忌避の問題とも関連するので陸軍省の意向も何うようにと述べている。そこで、陸軍卿大山巖へも設立許可の回答を求めたのである。大山は明治十八年四月九日「陸軍省送達第九二七号」をもつて、次のような設立不許可の回答を井上に送つたのである。

(前略)小官ニ於テハ初メヨリ支那ニ留学スル者ノ徴集ヲ猶予スルハ固ヨリ好ム処ニ無之、且教育上ノ事ハ敢テ喙ヲ容ルム処ニ非スト雖モ此等ノ学校ハ上海ニ非サレハ設立スルヲ得サル訳無之内地ニ於テ之ヲ興スモ教育上不都合有之間敷、旁亜細亞学館設立之義ハ許可不相成方可然存候間、右様御了承相成度此段及御回答候也

明治十八年四月九日

外務卿伯爵井上馨殿

陸軍卿伯爵大山巖

六一

このように陸軍省からは徴兵忌避の立場から設立を拒否されたのである。文部、陸軍両省から設立不許可の回答を受けた外務省は早速局議を開き明治十八年四月二十七日上海安藤領事へ亜細亞学館設立願が却下された旨を指令したのであった。⁽⁴²⁾ここに亜細亞学館は閉鎖される運命となるのであるが、これ以後も亜細亞学館は再願運動を行い学生募集を続けていたので明治十八年九月三日学生募集停止の諭達を亜細亞学館主幹へ出し、⁽⁴³⁾同日その請書をとリつけ、ようやく正式に解散されることとなったのである。

このように亜細亞学館閉館の理由は政府の認可を受けることが出来なかつたことであつたのであるが、その閉館のもう一つの理由としては従来『対支回顧録』や『東亜先覚志士記伝』において記述されているような財政難も手伝つたのである。このことは明治十八年二月五日安藤領事から外務省公信局長浅田徳則に宛てた書面において「近頃ニ至リ其財務頗ル切迫之由伝聞候ニ付間接直接取調候ニ余リ本邦之廻金遅滞之原因候⁽⁴⁴⁾」とあることから理理解され、この二月の時期になるとかなり学館の経営は困難になつていたものと思われる。この亜細亞学館の窮状を見かね、種々の負債の後始末に資金の援助をしたのが大隈重信であつた。すでに、亜細亞学館の経営にあたるため大隈等の援助をうけて渡清していた宗像政は明治十八年四月から十一月にかけて亜細亞学館の窮状を訴え大隈に資金の援助を求める書翰を送つたのであつ

た。それらの書翰によれば、まず和泉邦彦を、次いで宇都宮平一を帰国させ、大隈に学館の窮状を嘆願させ、資金援助を求めたのであるが、その負債が多額であるため、在京の末広重恭を通じて、負債明細を大隈へ呈示し、負債総額と宗像の帰国旅費百四十余円の援助を求めたとあり、これを大隈が出資したことによって亜細亞学館は無事解散出来たのであった。⁽⁴⁷⁾

以上、東洋学館の設立から解散に至るまでの過程を政府の対応と共に述べてきたわけであるが、これらのことから東洋学館はまず、自由民権家を中心に設立され、次に、末広重恭を名義上の館長とし、興亜学館、亜細亞学館と改称して、その充実をはかっていたのであるが、結局自らの財政難と政府側が設立者及び館長の禁獄処分と徴兵忌避の方便となる等の理由から設立を許可しなかったことにより解散に追い込まれたことが明らかになったことと思う。

三、東洋学館の目的とその清国観

東洋学館が設立される明治十七年という時期は国内においては明治十四年から開始された松方正義のデフレーション財政によって、全国的な不景気が頂点に達した時期であり、前年十二月には、従来より厳しく改正された徴兵令が出され、三月には地租の軽減規定廃止の地租条例が出されたことなどにより民衆の不満がたかまり、地方の自由黨員と結びついた一連の諸激化事件が続いた時期であった。このような情勢の中で自由民権運動はしだいに収束の方向に進むのである。一方、

この年国外においては久しく安南の宗主権をめぐって続いていた清仏間の緊張が八月、仏軍の基隆、福州攻撃を契機として破れ清仏戦争が開始される。この清仏戦争の進展は国内情勢の変化とも結びついて国民に対して、著しく危機意識をたかめさせ、大陸に対する関心を昂揚させたのであった。

さて、東洋学館はこのような内外の情勢を背景として設立されるのであるが、果して東洋学館は何を目的として上海に設立されたのであろうか。また、その背景となる当時の清国観はどのようなものであったのであろうか。以下、東洋学館の目的と当時の清国観を中心に検討してみようと思う。

明治十七年（一八八四）年八月七日、東洋学館は上海に設立されるのであるが、先にも述べたように、その設立に関係した人々は自由民権派の人々であった。九州改進黨の宗像政、和泉邦彦、長谷場純孝、自由党の杉田定一、栗原亮一、鈴木昌司、植木枝盛、馬場辰猪、大阪事件に関係した小林樟雄、日下部正一、山口五郎太、その他、中江篤介（兆民）、樽井藤吉等であるが、彼らは当時どのような清国観をもつて東洋学館を設立したのであろうか。『東洋学館趣旨書』⁽⁴⁸⁾において彼らは「東洋ノ神髓ハ清国ノ頭上ニ在テ存スル」と、当時のアジアの中心は清国であり、日本と清国との関係は「輔車相倚リ唇齒相保ツノ大要アル他」と、相互依存の関係にあることを強調し、一旦緩急ある時には「神髓手足ヲ活動スル」必要から、まず清国の「政治、人情、風俗、言語等ニ通曉」する「大成有為の人士」を養成し、「東洋ノ衰運

ヲ挽回セントスル」ことが目的であることを述べているのであるが、この設立趣旨書が設立関係者の総意とみなすならば、当時の彼らの清国観は「輔車相倚り、唇齒相保ツ」というような日清協調論の立場にあったといえるであらう。また、『東洋学館仮規約』の「緒言」においても彼らの立場を明らかにしている。⁽⁴⁹⁾

今同志ノ諸士ト相謀リ此館ヲ海外ニ設立ス蓋シ其ノ趣意タルヤ大ニ東洋ノ衰運ヲ挽回シテ以テ泰西諸邦ト衡テ世界ニ争ヒ遠ク威光ヲ洋外ニ発揚スルニ在リ、吾輩切ニ国ヲ愛シ世ヲ憂フルノ余リ敢テ其偉業ヲ以テ自ラ任ジ而テ此趣意ヲ達セント欲ス必スヤ東洋諸国親和シテ以テ輔車相依リ唇齒相保ツノ大ヲ失フ可カラス……(中略)……清国ハ広ク亞細亞大陸ヲ占メ其大勢ノ傾ク所我ニシテ豈ニ能ク独リ之ヲ免ルムヲ得ヘケン哉、其交渉ノ重且ツ密ナルコト夫レ斯ノ如シ……(以下略)

このように「諸言」においても清国との協調を主張しているのである。ところで、東洋学館設立に関係した人々に自由党の関係者が多いことは前述したが、この自由党の機関誌『自由新聞』は当時、清国に対してどのような立場をとっていたのであろうか。明治十五(一八八二)年七月の朝鮮における壬午事変以来『自由新聞』は清国との協調を主張し続けてきたが、清仏間の緊張が破れ、清仏戦争が開始されると、その論調を転換させる。明治十七年八月二十八日から三十日までの一連の社説において清仏戦争では日本はフランスの立場を支持すべきであると述べ、日清協調論を批判するのである。まず、『自由新聞』は

清国の安南におけるフランスとの宗主権をめぐる争いは日本と清国の朝鮮をめぐる対立としてとらえる。

今日清国ニシテ突然我邦ニ対シテ朝鮮ハ我が属国ナルヲ以テ将来貴国ガ此国ニ関シテ為サント欲スル所ハ先ヅ我が清国ノ承諾ヲ経ザルベカラズト言ハンムレバ我邦人タル者ハ果シテ何等ノ感覺ヲ発動シ来ルヤ⁽⁵⁰⁾

このように清国に対して警戒を示し、同文同種の清国と異文異種のフランスとを比較して、

清仏交戦ノ際ニ当リ如何ニ清国ヲ愛憐シテ仏国ヲ疎外シタレバトモ何ゾ能ク其歎心ヲ得ルニ足ランヤ清国果シテ我レヲ喜バズ加フルニ仏国ハ我邦人ガ心情竊カニ清国ヲ愛憐シテ自国ヲ疎外スルヲ憤リ永ク之レヲ衝ンデ必ズ其報酬ヲ為サンコトヲ期スルニ至ラバ我邦ノ不利タル抑モ如何ゾヤ⁽⁵¹⁾……

と、むしろフランスを支持する立場をとったのであった。『自由新聞』はこのように東洋学館設立関係者の日清協調論と相反する立場をとったのであるが、一見矛盾するように見える双方の立場も『自由新聞』が清国を清廷の利害と清国民衆の利害と区別して論じていることから理解の糸口がつかめる。即ち、清仏戦争は清国にとって重大問題ではあるが、「支那全体上ヨリ之ヲ考フレバ其内乱革命ノ事アルハ其国勢ヲ一変シテ旧弊ヲ去リ新利ヲ興ス所以ナリト思惟セザルヲ得ズ⁽⁵²⁾」と、清仏戦争を好機として、内乱革命の起こる可能性、或いは国情が一変する可能性もあることを指摘しているのである。このように『自由新

聞』が清廷と清国民衆とを區別して論じていることから考えれば、東洋学館設立関係者の日清協調論的立場は清国民衆との協調、連帯の立場であると考えられ、『自由新聞』の論調と矛盾する主張ではなかつたのである。日下部正一が上海における学校設立の件で、平岡浩太郎に「支那革命黨員と交際の道も開くべければ是非とも右の学校設立を目論見たし」と述べているように、設立当初の東洋学館は清国民衆との提携を目論んで設立された学校であつたといえるであろう。このように清国民衆との協調意識をもって設立された初期の東洋学館は多分に政治的色彩の濃い学校であつたのである。事実、当時、清国農民・民衆の結社である哥老会等と提携し、清仏戦争の混乱に乗じて清国の改革を実現しようという日本人の活動があつたのであるが、この動きに参画した人々に東洋学館関係者が少なかつたのである。この策動は俗に福州組事件⁽⁵⁵⁾と呼ばれるもので、結局は未遂に終つたのであるが、この事件に和泉邦彦、樽井藤吉、山口五郎太等の東洋学館設立関係者が参画しており、また、松本亀太郎、中野二郎、中野熊五郎等の東洋学館出身学生が加わつていたのである。⁽⁵⁶⁾一方、上海の安藤領事は明治十七年十月三十日の機密信において、東洋学館設立に関する件と共に、哥老会等と手を結んで騒乱を企てようとする一派の風聞があることを井上馨に報じているのである。

福州地方ニ於テ思乱之人民密ニ結社其最大ナル者可老会ト呼ビ動スレハ掲竿ノ沙汰ニモ及ハントスル趣兼テ御承知ニモ可有之存居候処、近頃武昌地方ニ於テモ同様之党派頗ル紛起自称ハ国会ト号シ官吏ハ

之ヲ囑匪ト唱ヘ甚警戒致居候様子、然ルニ今日清国外患ノ際ヲ機トシテ此ノ不逞ノ徒ト連合俱ニ騒乱ヲ謀リ漫ニ功名ヲ博セントスル輕躁ノ狂生無之トモ不被存義ハ先般来仄ニ夫々伝聞之義モ御座候間、杞憂之余リ一応貴聞ニ相達置候、猶十分之徵證發見及候節ニ至リ巨細ハ可具状心得ニ有之候也⁽⁵⁷⁾

このように安藤領事は井上馨外務卿へ報告しているのであるが、同信中に「東洋学館設立之義ニ付今回其管督人ト称スル者数名来港之内鹿兒島人ニ而和泉邦彦ト申者之陳述ニハ」とあることから福州組事件に和泉等が参画したのは十月三十日以前であり、樽井藤吉が十月中旬に上海に渡つたこと⁽⁵⁸⁾から考えれば、和泉や樽井、それに東洋学館出身学生等が事件に参画したのは十月中旬以降、三十日迄の二週間余りの間であつたであろう。また、この間に福州組事件は中止になつたのである。

ところで、以上のように設立当初の東洋学館は清国民衆との協調意識を持って、それらとの提携を目的とする政治色の強い学校であつたことが理解されたが、次に、十一月に再建される東洋学館、即ち、末広重恭、山本忠礼、大内義映を中心とした亜細亜学館はどのような清国観を持って何を目的としたのであろうか。末広重恭は「我邦ノ外ニ国アルヲ知レ」という題目の演説において、日本と清国の関係について次のように述べている。

支那ヲシテ果シテ自ラ振起スル所アリ威力ヲ東洋ニ震フコトアランカ我邦ハ必ズ之ガ為メニ一大風潮ヲ蒙ラザルヲ得ズ……(中略)

……日支両国ノ国情地形ヲ視ルニ親メバ齋魯ト為リ離ルレバ呉越ト
為リ氷炭輔車ノ時ニ從フテ變更セザルヲ得ズ而シテ琉球事件ノ如キ
朝鮮事件ノ如キ兩國ノ間ニ種々ノ關係ヲ生出スルコトハ將來ニ於テ
モ決シテ之レナント謂フベカラズ⁽⁵⁹⁾

この末広の演説からは東洋学館設立当初の日清協調論的姿勢は見うけ
られず、むしろ、「氷炭輔車ノ時ニ從フテ變更セザルヲ得ズ」というよ
うな将来の日清対決を予測する強硬的姿勢が窺われるのである。また、
先に、当初の東洋学館が『熊本新聞』により出した「緒言」⁽⁶⁰⁾において
「東洋ノ衰運ヲ挽回シテ……東洋諸国親和シテ以テ輔車相依リ唇齒相
保ツノ大ヲ失フ可カラス」と主張している日清協調論的文章を十月二
日の『朝野新聞』による「緒言」⁽⁶¹⁾においては全て削除し、「我邦ハ清
國ト前途ニ重大ノ關係アリ」という一文に変更しているのである。末
広の対清認識は清仏戦争の進展により、将来、先きの琉球事件や明治
十五年の壬午事件のような日清間の緊張が再び起ることを予測した対
清警戒の認識であったのである。事実、この年十二月には朝鮮におい
て日清両軍が衝突する甲申事件が起り、国内の対清意識も協調論的立
場から日清対決論的強硬論が多数をしめるようになっていったのであ
る。

さて、このような清國觀を持った末広の東洋学館はどのような目的
をもって再建されたのであろうか。末広は「書生ノ方向」という演説
においてその目的を次のように述べている。

此ノ学館ヲ上海ニ設ルノ目的タル決シテ普通ノ学者ヲ造リ出サント

スルニ非ズ、支那語英語ヲ教授シ東洋ノ貿易交際ニ鍊熟スル実業家
ヲ養育シ大ニ国家ニ利益セント欲スルニ在リ……支那ト我邦トハ前
途ニ於テ交際上重大ノ關係アリ而シテ無尽ノ財源ヲ有スル一大國ハ
我が国民ノ進ンデ利益ヲ博取スベキ好市場ニ非ズヤ而シテ之レニ從
事スルハ支那語ニ通ジ兼テ東洋ノ貿易ニ必要ナル英語ヲ学ブヲ以テ
第一着トス故ニ東洋学館ニ於テハ先ヅ清英二國ノ語学ヲ教授シ書生
ヲシテ専ラ支那ノ事情ト商業上ノ事ヲ講究セシメ假令法律ノ一科ヲ
設クルトモ契約法商業律万国公法ノ大意ニテ其ノ主トスル所ハ東洋
ノ交際貿易ニ従事スル者ヲ養育スルニ在リ⁽⁶²⁾

この末広の演説から窺われる東洋学館の目的は清國やアジア諸國を國
家的利益の対象として、それを求める手段としての貿易、商業に熟練
した人物を養成するために中国語、英語等を教授することであった。
ここには先の東洋学館設立関係者の観念的な協調論とは異なり、清國
やアジア諸國を經濟的展望によって好市場とみなす國權擴張論的認識
が働いていることが理解されるのである。そして、末広のこれらの認
識をふまえて、明治十七年十二月九日安藤太郎上海領事へ出した『亜
細亞学館設立願書』の中において「貿易ノ道ヲ講習シ兼テ興亞ノ旨意
ニ基キ内外人ヲ論セス広ク清國ノ言語(南北官話)ヲ教ヘ併セテ英國
語学ヲ教授スルヲ目的トス」⁽⁶³⁾と、その設立目的を正式に明記させたの
であった。

以上、東洋学館を設立当初の東洋学館と末広重恭を中心として再建
された東洋学館、即ち亜細亞学館と二つに分け、各々の清國觀と設立

目的を検討して来たわけであるが、当初の東洋学館は日清協調論的認識を持って、清国民衆との提携を目的とした極めて政治的色彩の強い学校であったこと。次に、亜細亞学館は対清警戒の認識から清国を貿易商業の好市場としての対象となし、国家利益を目的とした貿易商業熟練の人材養成の学校であったことなどが理解されたことと思う。

ところで、東洋学館、亜細亞学館に関係した人物は主に自由民権系の人々であったが、『東亜先覚志士記伝』⁽⁶⁴⁾によれば彼らとは性格の異なる熊本の国権主義者佐々友房をその関係者としてあげている。彼は先にも少し触れたが熊本における国権主義政党紫溟会の中心人物であり、早くから大陸に注目して中国語、朝鮮語等をその教育機関で行っていた人物である。佐々は明治十七年十一月二日清仏戦争視察のため紫溟学会（紫溟会の政社組織を解いたもの）の代表視察員として、ちに中国で活躍する佐野直喜、宗方小太郎の二名を伴い上海に渡り、約二ヶ月程の視察を行い十二月二十日帰国するが、この間の行動を佐々は『滬上游記』⁽⁶⁵⁾という日記にまとめている。この日記によれば佐々は十一月六日と九日に東洋学館を訪れ、大内義映と面談し、同館の機械の事に関して相談を受けた記述が見うけられ、この事実からすれば佐々は東洋学館と何らかの関わりを持ったと推測されるが、佐々等の機関紙『紫溟新報』は十一月三十日の雑報「筆罰を与ふ」⁽⁶⁶⁾という記事において、設立まもない亜細亞学館を攻撃しており、また、『滬上游記』においてもその他に東洋学館に関する記述は見当らず、以上からして、佐々が東洋学館と積極的に関係を持ったとは思われないのである。

また、先の『滬上游記』によれば佐々は上海において曾根俊虎、島弘毅、丸子方、東郷平八郎等の軍人のほかに樽井藤吉、和泉邦彦、栗原亮一等とも会っており、殊に樽井藤吉とはかなり数多く会って、帰国の際も樽井と同船であったことが記されている。そこで、先に検討した東洋学館、亜細亞学館の清国観と比較する意味において、清仏戦争時における佐々等国権主義者の清国観について彼らの機関紙『紫溟新報』を中心として検討してみようと思う。尚、彼らの清国観についてはすでに検討したことがあるので、ここでは清仏戦争期にしばらく簡単に述べることにした。紫溟会は以前から日清連合、提携論的立場をとり、その機関誌『紫溟雜誌』や機関新聞『紫溟新報』によってその主張を披瀝していたが、清仏戦争の進展に伴い『紫溟新報』において彼らの主張をさらに強化して掲載する。まず、九月六日の社説「露廷ノ遠略先ツ東洋ノ大患ヲ醸シタリ」⁽⁶⁸⁾において清仏戦争に乗じてフランスとロシアが提携する可能性のあることをヨーロッパとアジアの情勢から指摘し、「東洋ノ大患ハ露廷ノ挙動ヨリ甚シキモノハアラスル」と、アジアにおいて最も脅威とする国はロシアであるとしているのである。そして九月十三日の社説「日清ノ恐ルヘキハ離間策ニ在リ」⁽⁶⁹⁾においては日本と清国との間に緊張関係が起きることこそ欧米列強の望む所であり、「東洋ノ大勢ヲ維持シテ亞洲ノ至強ヲ経営スルモノハ日ニアラサレハ則チ清、清ニアラサレハ則チ日ナリ此ノ両国ハ皆ナ亞洲ノ盛衰ヲ牽制スルモノナリ然リト雖モ清、孤立シテ日ト合従セサルトキハ以テ亞洲ノ盛衰ヲ望ム可ラス日、孤立シテ清ト合従セサル

トキハ以テ亜洲ノ盛衰ヲ望ム可ラズ」というように、日清兩國は合従連衡してアジアを興し、欧米列強に対処せねばならないとしているのである。また、十月一日の社説「東洋ハ独立国ヲ増加スヘキノ議」においては東洋の各国、即ち朝鮮や安南等を独立させ、各国が合従して東洋の大勢を振起す必要を説いており、十月二十六日には、『時事新報』の「東洋ノ波瀾」という論題の記事を論駁する「支那帝国分割案ヲ駁ス」という社説を載せて、時事新報の記事に反駁しているのである。このような『紫溟新報』の一連の社説を整理してみると、佐々等國權主義者は清仏戦争の進展を背景としてロシアの勢力がアジアにおいて強まることが最大の脅威であるという認識から日清協調というより、むしろ日清の合従連衡という日清連合、提携論を一層強めたことが理解される。佐々友房がこのような日清連合、提携論を持っていたことからすれば、先の樽井藤吉と上海において共に行動したとしても不思議ではないのである。また、國權論と民権論が対外問題においては協調し得る一例であるかとも思われる。

清仏戦争の開始により、以上検討してきたように様々な清國觀が日本人の中に形成されたことが理解されたが、彼らは当時の日本が非常に脆弱な立場にあることを認識し、西欧列強の東進が現実になった清仏戦争を国家自立の危機と受けとめ、それぞれの立場から国家自立を容易にする方策を模索したのである。そして、その様々の方策の一つの具現化が清国民衆との提携を目的とした東洋学館であり、貿易商業に従事する人物養成を目的とした亜細亞学館であったのである。

結

以上、本稿においては東洋学館の設立から解散に至る過程、及び東洋学館設立の目的とその背景としての清國觀について検討を加えてきたが、これらのことから理解出来たのは、まず、東洋学館の設立には曲折があり、前後二期に分けられるということである。即ち、自由民権派の人々によって創設された前期の東洋学館と末広重恭を館長として設立された後期の亜細亞学館とである。そして、これらの学館はそれぞれ別の目的を持って上海に設立された訳であるが、前者は国内における自由民権運動の衰退を背景とし、清仏戦争による中国の混乱に乗じ、自由民権の理想実現のために中国民衆と提携し中国改革をめざす目的の方便としての学校設立であり、後者は末広重恭を館長、山本忠礼を設立者とした、中国、アジアをブルジョワ的展望により好市場とみなし国家的利益を求めめる手段として貿易商業に従事する人物養成を目的とした学校設立であった。しかし、いずれも日本政府の喜ぶところとならず、館長、設立者が教員規則に違背し、徴兵避忌の方便となり得る理由から設立不許可となり、学館自身の財政難と相俟って解散されたのであった。本稿の内容からは以上のようなことが理解されたことと思う。このように東洋学館は清仏戦争により触発された危機感や国内情勢の変化を背景として日本で最初に海外に設立された学校であり、対支文化教育活動の具体的施設としてはその先駆をなすものといえるであろう。また、自由民権派の人々がアジア民衆と連帯

を画つた初めての具体的事例として、こののちの大井憲太郎の大阪事件や善隣館設立計画（玄洋社の頭山満や中江兆民が朝鮮釜山に設立せんとした日韓清語を教授する学校設立計画）、それに、日清戦争直前、朝鮮東学党の農民との連帯を画つた天佑俠活動等の魁をなすものとして注目に値しよう。

尚、東洋学館廃止後、中国において設立された荒尾精の「日清貿易研究所」や「東亜同文書院」については別の機会に検討することにした。

（附屬資料）

亜細亞学館設立願

- 一、設置ノ目的 貿易ノ道ヲ講習シ兼テ興亞ノ旨意ニ基キ内外人ヲ論セス広ク清国ノ言語（南北官話）ヲ教ヘ併セテ英国語学ヲ教授スルヲ目的トス
- 一、名称 亜細亞学館ト称ス
- 一、位置 清国上海米租界崑山路第八号館
- 一、学科学期課程及教科用図書 但シ学科学期課程ハ別表甲号教科用図書ハ別表乙号之通リ
- 一、教授法ノ要旨 英清共ニ最初ニ単語ヲ教ヘ韻声ヲ調正シ漸次対話、書取、作文、翻訳、談論ヲ教ヘ傍ラ歴史文法書経書小説ヲ読マシム
- 一、試業規則 試験ヲ分テ小試験定期試験卒業試験ノ三トス、小試験ハ毎月末其月ニ授業シタル課目ヲ試験スルモノトス、定期試験ハ六月十二月ノ二季ニ分チ其当季教授シタル課目ヲ試験スル者トス、卒業試験ノ期日ハ時々之ヲ定メ全教科ヲ試験スルモノトス総テ試験ノ点数ハ一科十点点定メ満点ノ五分ノ三以上ヲ及第点トス

- 一、起業終業時限 授業時間ハ毎日午前九時ヨリ正午十二時ニ至リ午後一時ヨリ三時ニ至ル、但時宜ニ依リ時間ヲ伸縮スルコトアルベシ
- 一、休業日 毎学年中日曜日ヲ休業トシ又左ノ国祭日及国祝日歳暮歳始ヲ休業ス、

秋季皇靈祭 九月廿三日

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 三月廿一日

神武天皇祭 四月三日

歳暮 從十二月廿八日 至十二月卅一日

歳始 從一月一日 至一月七日

但シ支那学ニ限り清国ノ習慣ニ基キ休業スルコトアルベシ

一、入学退学規則

- 一、入学ヲ乞フ者ハ確實ナル保証人ヲ立テ規則ニ拠リ束脩金并ニ学資金三ヶ月分ヲ前納シ二ヶ月ヲ經過ノ後更ニ二ヶ月分ヲ前納シ能ハサル者ハ入学ヲ許サス
- 一、入館ノ後事故アリテ本邦へ帰国セシムルコトアルトキノ旅費金ノ予備トシテ銀貨拾六弗ヲ預ケ置クコトヲ得ル者ニ非ラサレハ入学ヲ許サス
- 一、本館生徒ノ内不幸ニシテ篤疾ニ罹リ業ヲ修メ難キモノハ外ハ卒業前半途ニシテ濫リニ退学スルヲ許サス
- 一、篤疾ニ罹リ業ヲ修メ難キモノト見認メ帰国スルモノハ外ハ退学スルコトアルモ前納学資ヲ返還セサルベシ

- 一、入学ノ後規則ニ基キ学資ヲ前納セサルモノハ退学セシム
- 一、生徒中若シ校則ニ悖戾シ或ハ校長幹事及教員ノ説諭ニ強抗シ若クハ他人ヲ教唆煽動シ又ハ怠惰不品行ニシテ成業ノ見込ナキ者ハ退学セシム
- 一、寄宿舎規則
- 一、館内取締ノ為メ生徒中ヨリ部長教員ヲ撰ミ各房生徒ノ勤惰ヲ監督シ諸事ヲ簡理セシム
- 一、室内ハ最モ清潔ヲ要スルニ依リ洒掃等ヲ怠ル勿レ
- 一、生徒ハ在学中政談演舌ヲ禁ス
- 一、昼間褥類ヲ展列ス可ラス但疾病ニ罹ル者ハ此限ニ非ラスト雖トモ其旨ヲ部長ニ届出ツベシ
- 一、生徒ハ故ナクシテ課業ヲ欠クコトヲ許サス但シ不得已課業ヲ欠ク者ハ授業時間前ニ其旨ヲ書面ニ記シテ部長ニ届出ツベシ
- 一、故ナク引続キ三度又ハ三十日間ニ七度課業ヲ欠ク者ハ本籍父兄ニ照会スルコトアルベシ
- 一、門限ハ午後七時トシ外出スルヲ許サス尤モ日ノ長短ニ依テ伸縮スルコトアルベシ但外泊スルヲ許サス然レドモ不得止事故アル時ハ予シメ外泊ノ宿所保証人ヲ申出ツベシ此場合ニ於テハ実地品行上ニ害ナキコトト認ムルトキハ許可スルコトモアルベシ
- 一、猥リニ他室ニ入り雑談ス可ラス
- 一、夜間ハ十時限り厳ニ音読高談ハ勿論都テ物音ヲナシテ近隣ノ安眠ヲ妨害スル等ノ所為アル可ラス
- 一、館内諸般ノ事ニ関シ意見アル者ハ部長ニ開伸スベシ、若シ部長ヲ忌避スル事件ニ係ルトキハ直ニ幹事ニ申出ルモ妨ケナシ但多人数即チ数部結合ヲナシテ要求スル等ノ所為アル可ラス
- 一、火ノ元最モ注意スベキハ勿論火ヲ蓄ヘタル儘外出又ハ就眠ス可ラス午
- 後十二時ニハ必ラス室内ノ燈火ヲ消シテ就眠スベシ
- 一、毎朝六時半鐘報アルトキハ必ラス起テ盥嗽スベシ
- 一、台ナキ陶器ノ火鉢又ハ焚火ヲ為スヲ嚴禁ス
- 一、畳等ヲ焼燬シ又ハ障子壁等ヲ破壊シ或ハ樂書シ又ハ庭園ノ樹木ヲ伐採シタル者ハ其損害ヲ償還セシム但シ本人ノ知レサルトキハ其物ニ關係アル各房ノモノヲシテ共担セシム
- 一、外人ハ親戚朋友ト雖トモ室内ニ於テ接見スルヲ許サス必ラス応接所ニ於テ面謁スベシ
- 一、喫飯時間ニハ喧争驅馳スルコトナク食堂ニ出ツベシ
- 一、外出スルトキハ必ラス其理由ヲ部長ニ陳ヘ各自ノ名札ヲ翻却セシム
- 一、教場及ヒ室内ニハ靴ニテ昇降スルヲ許サス必ラス楼下入口ニ於テ上履ヲ用ユベシ
- 一、学生ハ刀劍其他一切ノ兇器ヲ携帯スルヲ禁ス但シ右等ノ品ヲ所持スルモノアルトキハ事務所ニ預置クベシ
- 一、生徒ノ間柄互ニ親睦スベキハ勿論ナレトモ猥リニ金錢又ハ其他ノ物品ヲ貸借ス可ラス
- 一、本館ノ教授ヲ受ケスシテ他ニ通学スルヲ許サス
- 一、欠課ノ有無ニ拘ハララス惰生ト認ムルトキハ本籍父兄ニ照会スルコトアルベシ
- 一、生徒心得
- 一、本館生徒タルモノハ修学ノ後ハ亜細亞諸邦ノ交際ヲ密ニシ貿易ノ隆盛ヲ計ランコトヲ期ス故ニ阻勉努力スベシ
- 一、本館ハ海外ノ設立ニシテ内國ノ諸学校ト異ナリ外國人トノ關係少ナカラサレハ学生タルモノハ品行ヲ端正ニシ信義ヲ以テ交接シ本邦并ニ居留規則ニ違背ス可ラサルハ勿論外國人ニ對シテハ最モ举止ヲ慎ミテ苟モ侮

漫ヲ受クルノ所行アル可ラス

一、多人數打揃ヒ往来ス可ラス且往来人ニハ礼讓ヲ尽シテ通行ヲ妨害ス可
ラサルハ勿論外國人ニハ厚ク礼義ヲ以テ交接スベシ假令下賤ノ人民ト雖
トモ決シテ蔑視侮漫ノ待遇ヲ為ス可ラス

一、館ノ内外ヲ問ハス敵ニ飲酒歌舞又ハ勝負事ヲ為スコト勿レ又館内ニテ
ハ新聞雜誌ヲ除クノ外稗史等ヲ縦覽ス可ラス

一、館内ハ勿論道路ニ於テ放歌高吟ス可ラス

一、喧嘩口論ハ勿論假令忍ヒ難キ耻辱ヲ蒙ルモ決シテ鬪争等ノ挙動アル可
ラス尤モ時宜ニ依テハ其國姓名ヲ問ヒ置キ其筋ニ申立相当ノ処弁ヲ需ム
ルノ手續ヲ為スベシ

一、在学中ハ清国内地旅行ヲ許サス内地旅行スルコトアルトキハ領事館ニ
届出テ法律規則ニ從ハシム

一、授業時間ハ離席ハ勿論面謁ヲモ禁スベシ然レトモ至急ヲ要スル者ハ其
事情ヲ陳ヘテ教員ノ許可ヲ乞フベシ

一、教場ニ於テハ戲技耳語等都テ教授ヲ妨害スルノ挙動アル可ラス

一、教場ニ在テハ授業ノ最始最終ニ於テ生徒一同教師ニ対シ立礼ヲ為スベ
シ

一、教場并ニ外出ノ時ハ校則ニ依テ定メタル衣帽ヲ着用スベシ

一、都テ試験表并ニ勤惰表ハ毎時館内及東京大坂各地ノ事務所ニ揭示スベ
シ最優等最劣等ノモノハ最寄事務所ヨリ本籍父兄ニ照会スルコトアルベ
シ

一、領事署及ヒ裁判所等へ願届及訴訟等ハ一切幹事ノ手ヲ經過スベシ

一、生徒罰則

一、本館規則及ヒ臨時取締ノ為メ出シタル規則ニ背キ或ハ幹事ニ抗争スル
者ハ都テ其所為ノ輕重ニ從ヒ退館又ハ禁足ヲ命シ又ハ本籍父兄若クハ保

証人ニ其始末ヲ報シテ意見ヲ問ヒ臨機ノ処置ヲ為スベシ

一、入学生学力

一、小学全科卒業ノ者若クハ之ニ相当スル学力ヲ有スルモノ

一、入学生年齢 年齢十五年以上ノモノ

一、生徒定員 三百名

一、学校長、教員職務心得

一、学校長ハ校務并ニ教育ニ関スル諸般ノ事務ヲ擔當ス教員ハ各自ノ教育ヲ
負擔スルモノニシテ教場規則及ヒ學課ニ関スル事件ニ付テハ學館長ニ建
議スルノ權アルモノトス

一、學館長教員人員俸額

一、學館長一名教員貳名學館長ハ當分ノ内俸給ヲ与ス英學教師六十弗支那學
教師廿弗

現今仮リニ約定ヲナシタル月給ヲ記シタルモノナリ故ニ生徒百名ニ充ツレハ末項經費支出計算
ニ記スル如ク増給ノ約アリ

一、學館長教員品行学力及履歷

一、學館長愛媛県土族末廣重恭同人ハ和漢洋ノ書ヲ修メ詩文ヲ能クシ現ニ朝野
新聞記者タリ而シテ與亞會ノ議員トナリ亞細亞諸邦ノ有志者ト交リ多シ英
學教師ジョーン・クロスビー氏ハ英國ニ生レ廿一歳ノ時ルベーンベルシム
大學校ヲ卒業シ同國龍動ウリチトンハトクトケネー學校教師タリシカ明治
九年一月日本東京ニ來リテ共立學校ニ聘セラレ同年七月滿期解備同九年九
月ヨリ同人社ニ聘セラレ同十一年一月滿期解約同年三月ヨリ明文學校ニ雇
レ十二年十二月解備十三年一月ヨリ同十四年一月迄神戸英語學校教師タリ
支那教師傳廷棟氏ハ天津ノ人ニシテ幼ニシテ穎悟ノ聞アリ弱冠ニシテ秀才
ヲ及第シ舉人トナル最モ詩文ニ博通ス氏ハ四方ニ流寓シ諸家ノ賓客トナリ
南北ニ奔走ス故ニ北京南京等ノ官話ヲ能クス現ニ上海県内伊犁ニ錢糧ヲ送
致スル總管ナル李如意(道台)ノ幕友トナリ公務ヲ掌弁ス

一、設立者ノ履歴

山本忠礼愛媛県土族当時東京橋区南金六町拾貳番地寄留香川県及ヒ名東
県ニ出仕シ司法省ニ出仕シ函館裁判所ニ奉職後職ヲ辞シテ代言ノ免許ヲ得
一諸社社長トナリ北溟社ヲ創設シ函館新聞ヲ発行シ之レカ社長トナリ後商
業ニ従事シ和洋食糧品ヲ売買シ後官有物払下ノ際ニ当リ人民物代トナリ出
願シタル廉ニ依リ禁獄百日ノ刑ニ処セラレ以後商業ニ従事シ近來上海学校
設立出願ニ及ブ

一、敷地建物図

別紙図面ノ通 現今借宅漸次入学生徒ノ増殖スルニ從ヒ移転、若クハ新築ノ見込

一、授業料

生徒一名ヨリ壹ヶ月八弗ヲ收納シ寄宿食料并ニ校中雜費授業料等一切ノ費
用ニ充ツ

一、經費收入支出

本館ハ未タ創業ノ際ナルヲ以テ確定シタル計算ニ非ラス将来行フベキ見込
即チ予算ヲ左ニ掲ケ

金五千三百弗 收入 当分ノ内生徒百名ト予定シ六ヶ月月收入高

内訳

金五百弗

東脩

東脩ハ入學際一度收入スルモノニ付毎月ノ計算ニ當ルコト能ハサ
ルヘシ

金四千八百弗

學資

學資ハ毎月ノ收入ニ付以後月々ノ計算ニ當ルヲ得ヘシ
但シ一人ニ付壹ヶ月八弗收入之ヲ小訳スレハ五弗寄宿食料并ニ家屋修繕費ヲ云フ二弗月謝壹

弗校費

金五千四百拾弗 支出

内訳

金九百弗

教員月給

小訳 英學教育百弗

支那學教員三十拾弗

助教二十弗

金九百弗

家賃

上海美備ニヨリ計算ス

但シ老人ニ付壹ヶ月壹弗半ノ割合ヲ以テ計算ス現今ノ家賃ハ毎月三十弗
ナリ

金貳千百弗 食料

金三百弗

但老人ニ付壹ヶ月三弗半ノ割合ニテ計算ス

金百貳拾弗

寄宿取締役員給料
會計老人貳拾弗監監老名三拾弗

金三百弗

小使門番給料
五名 壹名五弗
書籍器械買入費
壹ヶ月五拾弗ノ予算

金四百貳拾弗

雜費 壹ヶ月雜費臨時費
共二七拾弗ヲ計算

差引金貳百六拾弗

予備積金

金銀出納手續

一、入学生徒ヨリ前納シタル學資金及束脩金ハ東京第廿国立銀行へ振込マ

シメ東京亞細亞學館事務所ニテ出納ヲ監督ス

一、第廿国立銀行へ振込ミタル金額ハ同行ニ積ミ置キ毎月ノ費用定額ヲ時

々上海出張店三井物産会社ニ為替シ本館費用ニ充ツ

一、生徒ヨリ預リ置キ臨時帰国旅費ノ予備金ニ預リタル金(即チ壹名ヨリ拾

六弗)ノ惣額ヲ委皆上海三井物産会社ニ豫ケ置キ臨時帰国スル者ニ渡ス

者トス、但シ本文并ニ次項ニ記スル積金ハ時々領事館ニ證明ヲ乞フ可シ

一、上海學館ニテ予定シタル壹ヶ月分ノ常費定額金(即チ壹ヶ月分ノ高)

ヲ臨時即チ天災等之常用ニ備ヘ上海三井物産会社へ豫ケ置キ平常之ヲ費

用セサル者トス

一、毎月學館出納計算報告書ヲ製シ領事館ニ差出スヘシ

右之通設置仕度候ニ付御認可可被下度此段奉願候也

東京府京橋区南金六町十二番地寄留、當時上海米租界西華德路第七号、松

尾伊之吉方止宿愛媛県土族

明治十七年十二月九日

山本忠礼

在上海日本総領事

甲号ノ一 清

安藤太郎殿

習字	作文	書取	読書	語言	科学		期	学
					時間	教授		
間時二十		間時二十	間時二十	間時二十	間時二十	間時二十	間時二十	間時二十
		三字経	三字経	迄部敬言亜四 廿語語細声 章ノ集亜	迄部敬言亜四 廿語語細声 章ノ集亜	迄部敬言亜四 廿語語細声 章ノ集亜	迄部敬言亜四 廿語語細声 章ノ集亜	迄部敬言亜四 廿語語細声 章ノ集亜
		上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同
		千字文	千字文	章部敬言亜細 ヨリ一ノ集	章部敬言亜細 ヨリ一ノ集	章部敬言亜細 ヨリ一ノ集	章部敬言亜細 ヨリ一ノ集	章部敬言亜細 ヨリ一ノ集
	間時二十	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同
	翻話照 訳稿会 文	類論語ノ	迄語中蒙智 二唐大環 卷論学啓	答簡明問	答簡明問	答簡明問	答簡明問	答簡明問
	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同
	翻話照 訳稿会 文	類孟子ノ	孟卷論語三 子全	迄五談 ヨリ十 章篇	迄五談 ヨリ十 章篇	迄五談 ヨリ十 章篇	迄五談 ヨリ十 章篇	迄五談 ヨリ十 章篇
	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同
		五経類	話北五 小京經 説官	略言篇読談 篇語例論	略言篇読談 篇語例論	略言篇読談 篇語例論	略言篇読談 篇語例論	略言篇読談 篇語例論
		上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同
		同	話北五 小京經 説官	略言篇読談 篇語例論	略言篇読談 篇語例論	略言篇読談 篇語例論	略言篇読談 篇語例論	略言篇読談 篇語例論

甲号ノ二 英

学

数学	対話	文法	書取	読書	科学		期	学
					時間	教授		
同	同	同	同	間 時 六	間 時 六	間 時 六	間 時 六	間 時 六
比例	対話	作文	綴字	メプ ルライ	メプ ルライ	メプ ルライ	メプ ルライ	メプ ルライ
開立方	対話 翻訳	作文	綴字	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ
代数	対話	尺作半一 牘文 卷法 上書	ルリ 類ド	史1パ1第 万1ド二 国レルリ	史1パ1第 万1ド二 国レルリ	史1パ1第 万1ド二 国レルリ	史1パ1第 万1ド二 国レルリ	史1パ1第 万1ド二 国レルリ
代数	対話	尺作半一 牘文 卷法 下書	ルリ 類ド	米リグ1第 国ッ1ド三 史チドルリ	米リグ1第 国ッ1ド三 史チドルリ	米リグ1第 国ッ1ド三 史チドルリ	米リグ1第 国ッ1ド三 史チドルリ	米リグ1第 国ッ1ド三 史チドルリ
幾何	対話	尺作半二 牘文 卷法 上書	ルリ 類ド	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ
幾何	対話	半二文 卷法 下書	ルリ 類ド	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ	1第 ドルリ

乙号

書名	巻冊	出版年月	著者氏名
プライメル	七冊		ユニラン氏
リードル	四冊		ユニラン氏
万国史	七冊		パーレー氏
文法書	二冊		コックス氏
三字経	七冊	清国出版	
千字文	七冊	清国出版	
亞細亞語言集	七冊		廣部氏
四書	十冊	清国出版	
智環啓蒙	七冊		
五経	十一冊	清国出版	
北京官話小説	五冊	清国出版	

註

- (1) 外務省外交史料館所蔵『清国上海亞細亞学館(東洋学館)設立一件』
 (以下『東洋学館設立一件』と略す)所収「東洋学館趣旨書」
 (2) 田中正俊『清仏戦争と日本人の中国観』(『思想』昭和四十二年二月)この論文は福州租界事件に関係した人物の清国観を中心に考察し、その関連において東洋学館の設立に触れてある。

七四

- (3) 興亜会については佐藤三郎『興亜会に關する一考察』(山形大学紀要)第四号昭和二十六年)佐藤茂教『興亜会報告と曾根俊虎』(近代日本形成過程の研究)雄山閣昭和五三年)参照。
 (4) 東亜同文会編『対支回顧録』(以下『回顧録』と略す)下巻一四六四頁 原書房 昭和四三年
 (5) 『郵便報知新聞』明治三十三年二月一九日
 (6)(7) 肥後生『清国ニ於ケル肥後人』(明治三十二年国立国会図書館憲政資料室所蔵『佐々友房関係文書』)所収。なお肥後生なる人物は佐々克堂先生遺稿刊行会編『克堂佐々先生遺稿』によれば井手三郎のことである。
 (8) 同心学校は明治十二年十二月熊本の学統である学校党の人々を中心として設立された同心学舎が明治十四年二月に改称したもの。その目的は「国家有用・國家救済の人材」を作るというものであった。明治十五年二月濟々龔と改称。
 (9) 佐々友房『濟濟龔歴史』明治二十二年(『佐々友房関係文書』)所収)
 (10) 興亜会会員朝鮮人李東仁の同志、朝鮮開化党の人物で明治十七年の甲申事変で斃れる。彼の帰国に際して佐々友房の弟正之外六名の熊本県人が同行した。
 (11) 前掲『清国ニ於ケル肥後人』によれば、その主なる人物は宗方小太郎、佐野直喜、井手三郎、深水十八、緒方二三、熊谷直亮、片山敏彦などである。
 (12) 『滬上日記』(『佐々友房関係文書』)所収。明治十七年十月二十七日、十二月二十日迄の上海視察旅行の日記。
 (13) 『朝野新聞』明治十七年八月二十四日の東洋学館広告によれば責任者として和泉那彦、宗像政、長谷場純孝の三名の名が記されている。なお、

この広告記事は東洋学館に関する広告のうち最初の記事である。

- (14) 九州改進黨については水野公寿『九州改進黨覚え書』(近代熊本)第十一号 昭45) 参照。
- (15) 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』下巻 四六六頁 復刻版 昭和四一年原書房(以下『志士記伝』と略す)、前掲『回顧録』下巻 一五七頁。
- (16) 『朝野新聞』明治十七年十月十六日「書生ノ方向」
- (17) 前掲『志士記伝』上巻 三二〇頁
- (18) 前掲『東洋学館設立一件』『東洋学館趣旨書』「綱領」(外交史料館所蔵)
- (19) 『熊本新聞』明治十七年九月十六日
- (20) 前掲『志士記伝』下巻 七五三頁
- (21)(22) 『朝野新聞』明治十七年九月七日「戦争モ亦利益アリ」
- (23) 『朝野新聞』明治十七年十月十二日
- (24) 『東洋学館設立一件』明治十七年十月九日 安藤太郎と井上馨外務卿宛「機密信第百拾九号」
- (25) 『朝野新聞』『時事新報』明治十七年十月二日、『郵便報知』明治十七年十月三日
- (26) 『朝野新聞』明治十七年十月十二日、十四日
- (27) 『朝野新聞』明治十七年十月十六日「書生ノ方向」
- (28) 『朝野新聞』明治十七年十二月二十七日「亜細亜学館創業意見」
- (29) 『朝野新聞』明治十七年十月十四日、十一月九日
- (30) 『朝野新聞』明治十七年十一月九日、なお、同記事中に館長代理山本忠礼が上海において杉田定一、小室信介の送別会を開催し、亜細亜協会の曾根俊虎も出席したことが記されている。
- (31) 『東洋学館設立一件』明治十七年十月三十日 安藤太郎領事と井上馨外

務卿宛「機密信第百貳拾八号」

- (32) 『朝野新聞』明治十七年十一月九日、この記事中には興亜学校となっているが十一月二十二日『東京日日新聞』、十一月二十五日『朝野新聞』などの記事においては「興亜学館」となっていることからおそらく「興亜学館」の名称となったものと思われる。
- (33) 『東京日日新聞』明治十七年十一月二十二日、『朝野新聞』十一月二十五日、この改名については学館東京事務所から電報で上海の学館に其の旨が送られたという。
- (34) 『朝野新聞』明治十七年十二月二十七日、山本忠礼「亜細亜学館創業意見」
- (35) 『熊本新聞』明治十七年十二月二十日
- (36) 『東洋学館設立一件』明治十七年十一月十日、二十日、外務大輔吉田清成と上海領事安藤太郎宛「機密第二十三、二十四号」
- (37)(38) 『東洋学館設立一件』明治十七年十二月九日、山本忠礼と安藤太郎宛「亜細亜学館設立願」
- (39) 『東洋学館設立一件』明治十七年十二月二十四日、外務卿代理吉田清成と文部卿大木喬任宛「公第四十五号」
- (40)(41) 『東洋学館設立一件』明治十八年三月十九日、文部卿大木喬任と外務卿井上馨宛「学一第百二拾八号」
- (42) 『東洋学館設立一件』明治十八年四月九日、陸軍卿大山巖と外務卿井上馨宛「陸軍省送達第九二七号」
- (43) 『東洋学館設立一件』明治十八年四月二十七日、外務卿井上馨と上海領事安藤太郎宛「機密第十九号」
- (44) 『東洋学館設立一件』明治十八年九月三日、亜細亜学館主幹武富利治と東京府知事渡辺洪基宛「御請書」

- (45) 『東洋学館設立一件』 明治十八年二月五日、安藤太郎と浅田徳則宛書翰
- (46) 『大隈重信関係文書』第五刊、六三〇七七頁(東大出版会 昭和四五) 末広重恭に宛てた明治十八年十一月十一日の宗像政の書翰によれば負債は学校家賃、事務所家賃、宗像婦国費などを含めて百四十七弗五拾四仙四厘であった。
- (47) 『回顧録』下巻 三四六頁
- (48) 前掲『東洋学館設立一件』所収「東洋学館趣旨書」
- (49) 『熊本新聞』明治十七年九月十六日、「東洋学館仮規約」「緒言」
- (50)(51) 『自由新聞』明治十七年八月二十九日、三十日「曷為レソ佛国ヲ答ムルヤ」
- (52) 『自由新聞』明治十七年九月十一日、「清廷ノ決議」
- (53) 前掲『回顧録』下巻 一五七頁、『志士記伝』下巻 四六六頁
- (54) 哥老会は紅帮(ほんぱん)とも呼ばれ清国中期四川から起源を發し、湖南、湖北、貴州、長江流域に拡まった下層農民、民衆の秘密結社である。のち孫文の革命運動に協力した。
- (55) 『回顧録』下巻 三一七頁、この福州組事件は陸軍の小沢裕郎が中心となり、和泉邦彦や樽井藤吉、その他の人々と福州地方及び長江沿岸の哥老会の一派と提携し、清仏戦争の混乱に乗じ、非常手段をもって清国の革命を画策した未発の事件である。
- (56) 『回顧録』下巻、『志士記伝』下巻
- (57) 『東洋学館設立一件』 明治十七年十月三十日、安藤領事と井上馨外務卿宛「機密信第百式拾八号」
- (58) 『自由新聞』明治十七年十一月二十一日
- (59) 『朝野新聞』明治十七年十月一日、「我邦ノ外ニ国アルヲ知レ」この論
- 説は国友会において末広重恭が演説した内容を掲載したものである。
- (60) 前掲『熊本新聞』明治十七年九月十六日「緒言」
- (61) 『朝野新聞』明治十七年十月二日「緒言」
- (62) 前掲『朝野新聞』明治十七年十月十六日、末広重恭演説「書生ノ方向」
- (63) 『東洋学館設立一件』 明治十七年十二月九日、「亜細亜学館設立願」
- (64) 『志士記伝』上巻 三一七頁
- (65) 『滬上游記』(『佐々友房関係文書』)
- (66) 『紫溟新報』明治十七年十一月三十日、「筆罰を与ふ」(熊本県立図書館「県政資料室」所蔵)
- (67) 拙稿『熊本国権党と朝鮮における新聞事業』(「国士館大学文学部人文学会紀要」第九号 昭和五二年)
- (68) 『紫溟新報』明治十七年九月六日社説「露廷ノ遠略先ツ東洋ノ大患ヲ醸シタリ」
- (69) 『紫溟新報』明治十七年九月十三日社説「日清ノ恐ルヘキハ離間策ニ在リ」
- (70) 『紫溟新報』明治十七年十月二十六日社説「支那帝国分割案ヲ駁ス」この外、九月十九日の社説では「興亜会員ノ意見如何」という論を掲載し、清仏戦争に際して興亜会員の奮発を叱咤激励しているのである。
- (本学助手・国史学)